

第2章 最終評価の目標と方法

I 最終評価の目的

本市推進計画は、推進計画の期間を国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「第2次けんこうシッブさせぼ21」と整合性を取るため、策定後5年を目処に中間評価、10年を目処に最終評価を行うこととしている。最終評価の目的は、目標に対する実績値の評価を行い、得られた課題等を令和6(2023)年度開始の次期推進計画の策定に反映させることを目的としている。

II 最終評価の方法

この最終評価は、本市推進計画(基本計画)策定時である概ね、平成23(2011)年度から最終評価時である令和3(2021)年度までの10か年の評価となる

1. 目標に対する実績値の評価

各目標における具体的指標の実績値の評価及び関連する取組状況を踏まえた分析

2. 国・県が示す歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価や、歯なまる

スマイルプランⅡの取り組み状況から得られる結果から次期本市推進計画の課題の整理

1. 各指標毎に実績値が経年的にどのように変化しているかをグラフに示す。実測値には母集団の推定のため95%の信頼区間を示すエラーバーをつける。なお、全数調査の場合には、エラーバーを付与しない。

2. 評価は下記のとおりA、B、C、Dの4段階で行う。

A: 直近値が目標値に達した

B: 直近値は目標値に達していないがベースラインよりも改善している

B: 実績値が目標年度までに目標に達しそうなもの

B*: 目標達成が危ぶまれるもの

C: 直近値がベースラインと比較して変わらない

D: 直近値がベースラインと比較して悪化している

B-Dにおいてベースラインと比較する際には、直近値とベースラインの値を5%の有意水準でカイ二乗検定を行い、直近値がベースラインよりも改善しているか、変わらないか、または、悪化しているかを判断する。

3. 目標の評価に関しては、まず各具体的指標に関してA、B、C、Dの4段階で評価する。そのうえで、A = 5点、B = 4点、C = 3点、D = 2点と換算して平均を算出し、小数点以下五捨六入する。さらに、基本目標ごとにも4段階で評価する。